

子ども・若者

子ども・若者

子育て

ファミサポに「預けてみよう」体験

対ファミサポに子ども(生後5か月〜2歳未満)を預けたことがない区内在住の方(会員登録がなくとも可)

日程	場所
10月29日(木)	昭和信用金庫本店 (北沢1-38-14)
11月10日(火)	烏山区民センター
11月17日(火)	玉川せせらぎホール
11月26日(木)	船橋まちづくりセンター
12月4日(金)	太子堂区民センター

時間/午前10時〜11時30分(預ける時間は約1時間)

申問へ電話 先着各日5組

問(社福)世田谷区社会福祉協議会 世田谷区ファミリーサポートセンター

☎5429-1200 FAX5429-1202

詳しくは、ホームページへ▶



生活保護世帯から進学する若者のための給付型奨学金

支給内容/学費(上限50万円)、教材費(実費)、通学交通費(定期代のみ)

対高校を卒業した年度の3月31日時点で28歳未満であり、区から生活保護を受給していた方(その他にも条件あり)

他提出書類等詳しくは、区HPをご覧ください。

申区HPからオンライン手続き、問へ申請書類を郵送・持参 10月31日(必着)まで

問子ども家庭課 ☎5432-2569 FAX5432-3081

区HPQ 11232



相談してみませんか

不登校保護者相談会

不登校の子どもの心身や学習に関する悩み等について、心理職員等へ個別に相談ができます。また、区の不登校支援に関する質問にもお答えします。

日程	会場
10月23日(金)	教育総合センター(若林5-38-1)
11月26日(木)	玉川せせらぎホール
12月22日(火)	教育総合センター(若林5-38-1)
令和9年(2027年)1月21日(木)	北沢タウンホール
2月12日(金)	教育総合センター
3月5日(金)	(若林5-38-1)

時間/午前9時30分〜11時45分

他申込方法等詳しくは、区HPをご覧ください。

問教育相談課 ☎6453-1511 FAX6453-1534

区HPQ 23742

暮らし

暮らし

環境

住まい

街づくり

自転車の防犯登録はお済みですか〜防犯登録の有効期限をご確認ください〜

自転車の防犯登録は、法律により義務付けられています。また、防犯登録の有効期限は登録翌年から10年です(東京都の場合)。お済みでない方や期限切れの方は速やかに登録手続きをお願いします。次の日時・会場にて登録が行えます。

●登録できる日時・会場

日10月11日(日)午前10時〜正午(雨天実施) 費660円

持参するもの/自転車(譲り受けた場合はそれを証明できるもの、インターネット等で購入した場合は販売証明書)、所有者の住所・氏名が確認できるもの(運転免許証等)、印鑑

会場	問合せ先
世田谷警察署 (三軒茶屋2-4-4)	菅原輪業 ☎・FAX3411-1875
北沢警察署 (松原6-4-14)	志保田自転車商会 ☎・FAX3321-6528
サイクルハウスオザキ (船橋5-20-16)	サイクルハウスオザキ ☎3302-1993 FAX3302-1957

他当日会場へ。

問交通安全自転車課

☎6432-7967 FAX6432-7996

10月15〜21日は違反建築防止週間です

違反建築防止週間の期間中に建築工事現場の一斉公開パトロールを実施します。建築のルールを守り、適法な建物を建てましょう。

問建築安全課 ☎6432-7185 FAX6432-7987

7月1日現在の東京都基準地価が発表されました

閲覧場所/用地課 ※区政情報センター、各図書館に設置のインターネット閲覧用パソコンからもご覧になれます。

問用地課

☎5432-2507 FAX5432-3002

財務局(都)のホームページからもご覧になれます▶



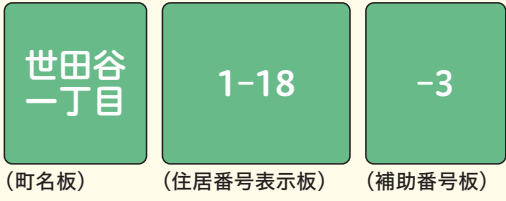
補助番号プレート制度

補助番号プレート制度は、同じ住居番号(住

所)の建物別に補助番号を指定し、町名板と住居番号表示板の後ろに補助番号板を掲示することで、建物を区別するものです。

他申請方法等詳しくは、区HPをご覧ください。お問い合わせください。

例：世田谷一丁目1番18号-3



問住民記録・戸籍課

☎5432-2235 FAX5432-1173

区HPQ 3757

世田谷区居住支援協議会セミナー

テーマ/①住宅確保要配慮者の問題に取り組む“FRIENDLY DOOR”の挑戦②UR都市機構における居住支援の取組み

対民間賃貸住宅のオーナー・管理会社、福祉に携わる方、そのほか関心のある方

日10月29日(木)午後2時〜4時

場三茶しゃれなあどホール

講①龔軼群(株)LIFULL LIFULL HOME'S FRIENDLY DOOR責任者)②新谷英朗((独法)都市再生機構(UR都市機構)住宅経営部企画課)

申区HPからオンライン手続き、問へ電話・FAX(記入例3面) 10月22日まで 先着40人

問居住支援課 ☎5432-2499 FAX5432-3040

区HPQ 3765

第43回

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

《10月22〜31日》

自転車の代わりに置こう 思いやり

放置自転車は、歩行者や車の通行を妨げ、緊急車両の活動妨害や防災面での危険物となります。

自転車の放置は時間の長短や目的にかかわらず禁止です

●駐輪場を利用しましょう

月ぎめ・日ぎめ・時間ぎめの駐輪場を、目的に応じてご利用ください。

●自転車の整理誘導にご協力をお願いします

放置自転車の多い区内12駅に整理誘導員を配置し、駐輪場のご案内や放置防止の呼びかけ等を行っています。

●放置自転車は撤去します

区内36駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。区域内外を問わず、放置自転車等は撤去します(撤去・保管料=自転車3000円、原付4000円)。

●私有地の放置自転車

私有地に放置された自転車等は、土地の所有者による対応となります。



ねこりん

自転車の盗難に注意! 鍵をかけましょう

盗まれた自転車等が放置自転車として撤去される場合があります。自宅や集合住宅の敷地内の駐輪でも必ず鍵をかけましょう。

自転車等が盗まれた場合は、速やかに警察署や交番へ被害届を提出してください。撤去前までに届けが出されている場合は、撤去・保管料を免除します。

問交通安全自転車課 ☎6432-7968 FAX6432-7996